

新潟市口腔保健福祉センターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	一般社団法人新潟市歯科医師会
評価対象の期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市健康増進課コメント欄
1 利用時間等	◎	急患診療年間患者数754人（前年度969人）、特別診療年間患者数1,566人（前年度1,479人）、合計2,320人（前年度2,448人）であった。特別診療において、常勤歯科医師が配置され、診療時間が増設されてから2年目となり、特別診療の患者数が増加していた。また、苦情やアクシデント等について情報収集とその対応が、よりスピード感を持って行われるようになった。
2 適正な人員配置	◎	
3 利用者の安全確保	◎	
4 案内等の対応と接遇	◎	
5 苦情への対応等	◎	
6 緊急体制	◎	
7 利用実績	◎	

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市健康増進課コメント欄
1 目的にあったサービス提供	◎	特別診療において、外来診療の他に、障がい者関係施設や高齢者関係施設へ訪問し、歯科健診や口腔ケアの普及活動を行っていた。また、訪問介護・訪問看護関係者向けに、口腔ケアに関する集団研修会も実施していた。さらに、本年度より、VEによる摂食嚥下機能評価を取り入れるなど、更なる口腔ケアの普及活動を行っていた。自主事業が行われていたが、サービスや施設経営に悪い影響を及ぼすことなく、外来診療、訪問診療及び自主事業とのバランスを考慮し、施設運営が行われていた。
2 適正な人員配置	◎	
3 情報提供・接遇	◎	
4 利用者数等	◎	
5 自主事業配分	◎	
6 苦情等への対応	◎	
7 緊急体制・対応	◎	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市健康増進課コメント欄
1 個人情報保護	◎	本施設は新潟市総合保健医療センター内にある。建物本体の保守管理、清掃、警備等について、新潟総合保健医療センター全体で一括管理しているため、指定管理者は関係していない。文具等の消耗品については、環境配慮商品を積極的に購入、使用されていた。地域の歯科保健、医療、社会福祉等の関係者による検討会を行い、当施設の事業運営について外部からの意見聴取が行われた。
2 備品等の管理	◎	
3 修繕	◎	
4 環境配慮	◎	
5 再委託	◎	
6 災害等への対応	◎	
7 関係団体、地域との連絡調整	◎	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市健康増進課コメント欄
1 管理経費等の縮減	◎	診療報酬による収入が見込みを上回った。
2 利用者増等	◎	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

本年度の施設全体の利用者数は2,320人(昨年度2,448人)であった。指定管理料は診療報酬の増加などで2,243,275円減額となった。急患診療利用者に対しアンケートが実施され、回答の約9割から、施設の対応について満足との回答が得られた。本施設は、休日急患歯科診療、障がい者等歯科診療の拠点としての役割を十分に果たしており、指定管理者は概ね優良であったと評価できる。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 新潟市保健所健康増進課母子・歯科保健係 025-212-8157(直通)